

社団法人 建築設備技術者協会 定款

社団法人建築設備技術者協会定款

平成 1年 7月27日 制定
平成 1年11月 6日 認可
平成12年 5月30日 改正
平成12年 8月 7日 認可
平成16年 5月27日 改正
平成16年 7月29日 認可
平成21年 5月26日改正
平成21年 7月 8日認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人建築設備技術者協会（以下「本協会」という。）という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、建築設備技術者の相互協力により、建築設備技術者の資質及び社会的地位の向上を図るとともに建築設備技術の進歩改善に関する調査研究及び普及を行うことにより、建築設備の健全化及び建築物の良質化に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築設備技術の進歩改善に関する調査研究及び普及
- (2) 建築設備技術の向上に関する研修会等の開催
- (3) 建築設備技術者に関する情報の収集及び提供
- (4) 建築行政関係機関等への協力及び提言
- (5) 建築設備技術に関する国際交流
- (6) 建築設備に関する技術書及び機関誌の刊行
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び代議員

(会員の種別)

第5条 本協会の会員は、次の6種とする。

- (1) 第一種正会員 建築設備士又は設備設計一級建築士で、本協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 第二種正会員 第一種正会員以外の者で、社団法人空気調和・衛生工学会が行う空気調和部門又は衛生部門の資格検定試験に合格し、本協会の目的に賛同して入会した者
- (3) 準会員 前2号の会員以外の建築設備に関する技術を有する者で、本協会の目的に賛同して入会した者

- (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した者又は団体
 - (5) 名誉会員 会長経験者ならびに本協会に顕著な功労のあった正会員又は学識経験者及び特別会員で、総会において推薦された者
 - (6) 特別会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
- (入会)

第6条 第一種正会員及び第二種正会員（以下「正会員」という。）準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 会員の権利は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、代議員の選挙権及び被選挙権をもつ。
- (2) 正会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- (3) すべての会員は、会誌の配布をうける。
- (4) すべての会員は、本協会の刊行図書について特典をうけるほか、本協会の主催する事業に参加することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員、準会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員である役員及び代議員（以下「構成員」という。）総数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

(代議員)

第13条 本協会に代議員100人以上120人以内を置く。

- 2 代議員は、正会員を代表して正会員である役員とともに総会の構成員となる。
- 3 代議員は、正会員の中から正会員の選挙によって選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 代議員の選挙に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員)

第14条 構成員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 本協会に、次の役員を置く。

- 会 長 1人
- 副 会 長 5人以内
- 専務理事 2人以内
- 常務理事 1人
- 理 事 40人以上48人以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- 監 事 2人又は3人

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、理事のうち5人以上及び監事のうち1人は、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 正会員である役員は、代議員とともに総会の構成員となる。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 5 常務理事は、理事会の議決に基づいて本協会の常務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて本協会の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又は総会若しくは理事会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において構成員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 20 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧 問)

第 21 条 本協会に顧問 3 名以内を置くことができる。

2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

4 第 18 条第 1 項及び第 20 条の規定は、顧問について準用する。ただし、「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 22 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 23 条 総会は、構成員をもって構成する。

(権 能)

第 24 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 17 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 26 条 総会は、監事が第 17 条第 7 項第 4 号の規定により招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席構成員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 29 条 総会の議事は、この定款で別に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種別及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、監事が第17条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第37条 理事会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「構成員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席構成員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席構成員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第44条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において構成員総数の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(特別会計)

第45条 本協会は、必要に応じ、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第46条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において構成員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 49 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において構成員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 50 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 51 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び代議員の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事、監事及び代議員の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければ成らない。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、会長が総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、建設大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず平成 2 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第 44 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この定款は、建設大臣の認可のあった日から施行する。ただし、代議員が選出されるまでの間における、第 11 条、第 14 条、第 17 条第 1 項、第 19 条、第 23 条、第 25 条第 2 項第 2 号、第 27 条から第 31 条まで、第 41 条、第 44 条、第 47 条から第 49 条まで及び第 51 条第 3 号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。